

## 資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	令和5年度 鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果(令和5年8月1日現在)	1
2	鳥取県内の雇用情勢、最近の雇用失業情勢(令和5年6月分)	11
3	都道府県・地域別有効求人倍率(受理地別・季節調整値)(新規学卒者を除きパートタイムを含む)	21



## 令和5年度 鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果

R5.8.1現在

業種	区分	規模	依頼数		回収状況		回収率(%)	
			使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者
製造業	1	1～9人	8	8	8	8	100.0	100.0
		10～29人	8	8	7	7	87.5	87.5
卸売業、小売業	2	1～9人	9	9	6	7	66.7	77.8
		10～29人	8	8	6	6	75.0	75.0
学術研究、専門・技術サービス業	3	1～9人	8	8	6	5	75.0	62.5
		10～29人	8	8	7	7	87.5	87.5
宿泊業、飲食サービス業	4	1～9人	8	8	5	3	62.5	37.5
		10～29人	8	8	2	2	25.0	25.0
生活関連サービス業、娯楽業	5	1～9人	8	8	8	7	100.0	87.5
		10～29人	6	6	5	5	83.3	83.3
医療、福祉	6	1～9人	8	8	7	5	87.5	62.5
		10～29人	9	9	8	8	88.9	88.9
サービス業(他に分類されないもの)	7	1～9人	8	8	6	6	75.0	75.0
		10～29人	8	8	6	6	75.0	75.0
小計			112	112	87	82	77.7	73.2
道路旅客運送業(の内タクシー業)								
			12	12	9	7	75.0	58.3
合計			124	124	96	89	77.4	71.8

依頼	1～9人		10～29人		計	
	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者
市	32	32	36	36	68	68
郡部	25	25	19	19	44	44
計	57	57	55	55	112	112

回答結果	1～9人		10～29人		計		回答率(%)	
	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者
市	27	24	25	25	52	49	76.5	72.1
郡部	19	17	16	16	35	33	79.5	75.0
計	46	41	41	41	87	82	77.7	73.2
回答率(%)	80.7	71.9	74.5	74.5	77.7	73.2		

## 【道路旅客運送業(の内タクシー業)】

依頼	使用者	労働者
東部	4	4
西部	5	5
中部	3	3
計	12	12

回答結果	使用者	労働者	回答率(%)	
			使用者	労働者
東部	4	4	100.0	100.0
西部	4	3	80.0	60.0
中部	1	0	33.3	0.0
計	9	7	75.0	58.3

※ 労働者の回答のうち1名はタクシー運転手以外の業務の者



# 令和5年度 鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果(使用者)

R5.8.1 現在

問1① 今年賃金改定を行いましたか

はい	57	59%
いいえ	39	41%
無回答	0	0%
合計	96	100%

賃金改定を行ったと回答した使用者のうち

賃上げした	55	96%
賃下げした	1	2%
無回答	1	2%
合計	57	100%

賃金改定を行わなかったと回答した使用者のうち

今後改定を予定している	10	25.6%
今後改定を予定していない	26	66.7%
無回答	3	7.7%
合計	39	100%

問1② 賃金改定した(する)うえで重視したもの  
(複数回答)

労働力の定着・確保	52	42%
原材料費・エネルギー費等の価格転嫁状況	11	9%
収益の増加	5	4%
従業員の生活支援	41	33%
同業他社の賃金動向	8	6%
その他	4	3%
無回答	3	2%
合計	124	100%

問1③ 賃金改定を行わない、又は賃下げを行ったうえで重視したもの  
(複数回答)

原材料費・エネルギー費等の価格転嫁状況	12	23%
手元資金の確保	3	6%
収益の減少	17	32%
人件費・労務費の増加	7	13%
同業他社の賃金動向	6	11%
その他	3	6%
無回答	5	9%
合計	53	100%

問2① 最近3年間の改定状況について

	令和2年		令和3年		令和4年	
賃上げ	50	52%	58	60%	63	66%
賃下げ	1	1%	0	0%	0	0%
改定していない	40	42%	34	35%	30	31%
無回答	5	5%	4	4%	3	3%
合計	96	100%	96	100%	96	100%

問3 今年上半期の業況は昨年下半年と比較して

上昇	21	22%
変わらない	38	40%
下降	33	34%
無回答	4	4%
合計	96	100%

問4 今年下半期の業況は今年上半期と比較して

上昇	21	22%
変わらない	50	52%
下降	21	22%
無回答	4	4%
合計	96	100%

問5 下請事業者への業務の発注について

※ 製造業のみの回答

①② 昨年6月以降の発注単価の変動について

下請に発注していない	9	
下請に発注している	5	100%
変動あり(上がった)	1	20%
変動あり(下がった)	0	0%
変動あり(無回答)	0	0%
変動なし	4	80%
無回答	1	
合計	15	

③ 過去5年間の下請との取引条件の変更について

変更なし	5	100%
変更した	0	0%
無回答	0	0%
合計	5	100%

問6 他の業者からの下請の受注について

※ 製造業のみの回答

①② 昨年6月以降の受注単価の変動について

業務の下請負を行っていない	10	
業務の下請負を行っている	3	100%
変動あり(上がった)	1	33%
変動あり(下がった)	0	0%
変動あり(無回答)	0	0%
変動なし	2	67%
無回答	2	
合計	15	

③過去5年間での下請受注条件の変更について

変更なし	1	33%
変更あり	0	0%
無回答	2	67%
合計	3	100%

問7① 鳥取県最低賃金が定められていることについて

知っていた	93	97%
知らなかった	1	1%
無回答	2	2%
合計	96	100%

②「鳥取県最低賃金」の金額について

知っていた	85	91%
知らなかった	5	5%
無回答	3	3%
合計	93	100%

知っていたと回答した使用者のうち、知った媒体は(複数回答)

テレビ	36	18%
ラジオ	5	3%
新聞	46	24%
市町村広報誌	21	11%
ポスター	19	10%
インターネットHP	29	15%
会合	2	1%
商工会等の会報誌	28	14%
その他	9	5%
合計	195	100%

知っていたと回答した使用者のうち、知った媒体は(複数回答)

テレビ	29	17%
ラジオ	2	1%
新聞	37	22%
市町村広報誌	20	12%
ポスター	16	9%
インターネットHP	30	17%
会合	2	1%
商工会等の会報誌	28	16%
その他	8	5%
合計	172	100%

問8 「鳥取県最低賃金」の改定についてどう思われま

改定するべきと答えた使用者が適当と回答した金額

改定するべき	47	49%
改定する必要はない	36	38%
どちらともいえない	1	1%
無回答	12	13%
合計	96	100%

855 円	1	2.13%
860 円	1	2.13%
864 円	2	4.26%
870 円	2	4.26%
880 円	2	4.26%
882 円	1	2.13%
890 円	1	2.13%
900 円	16	34.04%
910 円	1	2.13%
920 円	1	2.13%
950 円	1	2.13%
980 円	2	4.26%
1000 円	13	27.66%
少しでも	1	2.13%
無回答	2	4.26%
合計	47	100%

問9 タクシー事業者のみ回答

① タクシー運転手の基本給の形態は主としてどれですか。

固定給+歩合給	6	60%
完全歩合給	3	30%
固定給のみ	1	10%
無回答	0	0%
合計	10	100%

② 完全歩合給制で最低賃金を定めている場合、その定めを明文化していますか

明文化している	2	67%
明文化していない	0	0%
無回答	1	33%
合計	3	100%

問10 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策があることについて

知っており活用した	12	13%
知っていたが活用しなかった	40	42%
知らなかった	20	21%
無回答	24	25%
合計	96	100%

令和5年度 鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果(労働者)

R5.8.1 現在

性別	(人)	
男	35	39%
女	54	61%
無回答	0	0%
合計	89	100%

年齢	(人)	
10代	5	6%
20代	9	10%
30代	15	17%
40代	20	22%
50代	22	25%
60代	12	13%
70代	5	6%
80代	0	0%
無回答	1	1%
合計	89	100%

家計主体者	(人)	
はい	36	40%
いいえ	50	56%
無回答	3	3%
合計	89	100%

勤続年数	(人) ※月数は切捨て	
1年未満	5	6%
1年	12	13%
2年	9	10%
3年	4	4%
4年	5	6%
5年	4	4%
6年～10年	12	13%
11年～20年	18	20%
21年～30年	10	11%
31年以上	6	7%
無回答	4	4%
合計	89	100%

雇用形態	(人)	
正規労働者	65	73%
非正規労働者	23	26%
無回答	1	1%
合計	89	100%

就業形態	(人)	
一般労働者	70	79%
短時間労働者	16	18%
無回答	3	3%
合計	89	100%

問1 昨年の6月以降の基本給の改定について

	(人)	
上げがあった	51	57%
下げがあった	0	0%
なかった	33	37%
無回答	5	6%
合計	89	100%

最低賃金に関する事項

問5 「鳥取県最低賃金」が定められていることについて

	(人)	
知っていた	77	87%
知らなかった	12	13%
無回答	0	0%
合計	89	100%

▼  
定められていることを知っていたと答えた労働者のうち、知った媒体は (複数回答) (人)

テレビ	33	27%
ラジオ	1	1%
新聞	28	23%
市町村広報誌	13	10%
ポスター	18	15%
インターネットHP	14	11%
商工会等の会報誌	3	2%
会合	1	1%
その他	13	10%
合計	124	100%

▼  
「鳥取県最低賃金」の金額について

	(人)	
知っていた	55	71%
知らなかった	20	26%
無回答	2	3%
合計	77	100%

▼  
知っていたと回答した労働者のうち、知った媒体は (複数回答) (人)

テレビ	25	26%
ラジオ	1	1%
新聞	19	19%
市町村広報誌	9	9%
ポスター	17	17%
インターネットHP	14	14%
商工会等の会報誌	2	2%
会合	1	1%
その他	10	10%
合計	98	100%

問6 「鳥取県最低賃金」を改定するべきか

(人)		
改定するべき	75	84%
改定する必要はない	12	13%
その他	1	1%
無回答	1	1%
合計	89	100%

その他： 分からない

問7 改定するべきと答えた労働者が適当と回答した金額

(人)		
859円	1	1%
860円	4	5%
865円	1	1%
870円	2	3%
880円	6	8%
900円	23	31%
909円	1	1%
950円	7	9%
954円	1	1%
1000円	26	35%
無回答	3	4%
合計	75	100%

【タクシー運転者】

基本給の賃金形態 (人)		
固定給のみ	0	0%
固定給+歩合給	3	50%
完全歩合給	3	50%
無回答	0	0%
合計	6	100%

歩合給の場合最低保証の定め (人)		
有	3	50%
無	2	33%
無回答	1	17%
合計	6	100%

最低賃金の改定に係る書面による意見聴取結果からの比較表

R5.8.1

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改定金額(時間額)		家計主体者であるか	賃金の改定について	賃金の定めについて	基本給の金額(円)	時給換算額(円)	改定の必要性について
1	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	月給	158,800	902	改定するべき	1000円
2	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定するべき	980円	いいえ	引上げがあった	月給	170,000	—	改定するべき	950円
3	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定するべき	980円	いいえ	引上げがあった	月給	193,000	—	改定するべき	1000円
4	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定する必要はない		いいえ	なかった	月給	175,750	888	改定するべき	860円
5	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定するべき	1000円	はい	なかった	月給	156,000	—	改定するべき	909円
6	6	医療、福祉	改定するべき	864円	いいえ	なかった	時間給	900	900	改定するべき	950円
7	6	医療、福祉	改定するべき	890円	いいえ	(無回答)	月給	161,262	916	改定するべき	1000円
8	6	医療、福祉			いいえ	引上げがあった	時間給	940	940	改定するべき	1000円
9	6	医療、福祉	改定するべき	870円	いいえ	(無回答)	時間給	900	900	改定するべき	1000円
10	6	医療、福祉	(無回答)		いいえ	引上げがあった	月給	158,900	903	改定するべき	1000円
11	6	医療、福祉	改定するべき	900円以上	はい	引上げがあった	時間給	880	880	改定するべき	880円
12	6	医療、福祉	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	時間給	854	854	改定するべき	900円
13	6	医療、福祉	改定するべき	900円	いいえ	引上げがあった	時間給	910	910	改定する必要はない	
14	6	医療、福祉	改定するべき	900円							
15	7	サービス業(他に分類されないもの)	改定するべき	1000円	いいえ	引上げがあった	月給	200,000	1,299	改定するべき	900円
16	7	サービス業(他に分類されないもの)	改定するべき	900円	はい	なかった	月給	214,000	1,163	改定するべき	900円
17	7	サービス業(他に分類されないもの)	改定するべき	(無回答)	いいえ	なかった	日給	10,570	1,364	改定するべき	1000円
18	7	サービス業(他に分類されないもの)	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	月給	190,000	—	改定するべき	860円
21	7	サービス業(他に分類されないもの)	改定する必要はない		いいえ	なかった	月給	324,000	—	改定する必要はない	
22	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)		はい	引上げがあった	月給	(無回答)	—	改定するべき	1000円
23	1	製造業	改定する必要はない		はい	なかった	月給	183,000	995	改定するべき	900円
24	1	製造業	(無回答)		はい	引上げがあった	月給	200,000	1,136	改定する必要はない	
25	1	製造業	改定するべき	900円	いいえ	引上げがあった	月給	157,340	929	改定するべき	865円
26	1	製造業	改定する必要はない		いいえ	なかった	時間給	1,000	1,000	改定する必要はない	

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改定金額(時間額)	家計主体者であるか	賃金の改定について	賃金の定めについて	基本給の金額(円)	時給換算額約(円)	改定の必要性について	適当と思う改定金額(時間額)
27	1	製造業	改定するべき	900円	はい	引上げがあった	月給	160,000	870	改定するべき	900円
28	1	製造業	改定する必要はない		いいえ	(無回答)	月給	176,000	—	改定するべき	1000円
29	1	製造業	改定するべき	1000円	はい	引上げがあった	日給	(無回答)	—	改定するべき	1000円
30	1	製造業	(無回答)		いいえ	引上げがあった	(無回答)	(無回答)	—	改定するべき	1000円
31	2	卸売業、小売業	改定する必要はない		いいえ	なかった	時間給	900	900	改定するべき	1000円
32	2	卸売業、小売業	(無回答)		いいえ	なかった	日給	7,390	985	改定するべき	1000円
35	4	宿泊業、飲食サービス業	改定する必要はない								
36	4	宿泊業、飲食サービス業	改定する必要はない								
37	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定する必要はない								
38	5	生活関連サービス業、娯楽業			いいえ	引上げがあった	月給	200,000	1,190	改定するべき	860円
39	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定するべき	900円	いいえ	引上げがあった	月給	213,200	1,403	改定するべき	950円
40	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定する必要はない		はい	なかった	月給	333,000	—	改定する必要はない	
41	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	月給	160,000	909	改定するべき	900円
42	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定するべき	1000円	いいえ	なかった	時間給	950	950	改定するべき	880円
43	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定する必要はない		いいえ	なかった	月給	330,000	—	(無回答)	
45	1	製造業	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	時間給	855	855	改定するべき	900円
46	1	製造業	(無回答)		いいえ	引上げがあった	月給	155,000	843	改定するべき	(無回答)
47	2	卸売業、小売業	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	月給	185,140	1,006	改定するべき	900円
48	2	卸売業、小売業	改定するべき	1000円	いいえ	引上げがあった	月給	160,000	—	改定するべき	900円
49	2	卸売業、小売業	改定するべき	910円	はい	引上げがあった	時間給	1,000	1,000	改定するべき	900円
51	2	卸売業、小売業	改定するべき	880円	いいえ	引上げがあった	月給	157,700	1,107	改定するべき	859円
53	2	卸売業、小売業	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	月給	141,000	836	改定するべき	900円
54	2	卸売業、小売業	改定するべき	900円	はい	引上げがあった	月給	168,000	875	改定するべき	900円
56	3	学術研究、専門・技術サービス	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	月給	251,000	1,472	改定するべき	870円
57	3	学術研究、専門・技術サービス	(無回答)		いいえ	引上げがあった	日給	9,030	1,165	改定するべき	900円

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改定金額(時間額)	家計主体者であるか	賃金の改定について	賃金の定めについて	基本給の金額(円)	時給換算額約(円)	改定の必要性について	適当と思う改定金額(時間額)
58	3	学術研究、専門・技術サービス	改定する必要はない		はい	引上げがあった	月給	(無回答)	—	改定するべき	950円
59	3	学術研究、専門・技術サービス	改定する必要はない		はい	引上げがあった	月給	220,460	1,308	改定するべき	(無回答)
60	3	学術研究、専門・技術サービス	改定するべき	1000円	いいえ	引上げがあった	月給	157,780	—	改定するべき	1000円
61	3	学術研究、専門・技術サービス	改定するべき	1000円	はい	なかった	月給	250,000	—	改定する必要はない	
62	3	学術研究、専門・技術サービス	改定するべき	882円	はい	なかった	月給	140,000	862	改定するべき	1000円
64	4	宿泊業、飲食サービス業	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	時間給	1,100	1,100	改定するべき	880円
68	4	宿泊業、飲食サービス業	改定するべき	920円	いいえ	引上げがあった	時間給	(無回答)	—	改定するべき	900円
72	2	卸売業、小売業			いいえ	なかった	月給	250,000	1,302	改定するべき	950円
73	5	生活関連サービス業、娯楽業	改定するべき	900円	はい	引上げがあった	月給	220,000	1,100	改定するべき	900円
74	6	医療、福祉	改定するべき	1000円	いいえ	なかった	月給	180,000	1,125	改定するべき	1000円
76	6	医療、福祉	改定するべき	1000円	いいえ	引上げがあった	月給	171,000	1,221	改定するべき	900円
77	6	医療、福祉	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	月給	173,100	—	改定する必要はない	
78	6	医療、福祉	改定するべき	880円～900円							
79	6	医療、福祉	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	月給	189,900	1,187	改定するべき	860円
80	6	医療、福祉	改定する必要はない								
81	6	医療、福祉	改定するべき	1000円	いいえ	なかった	時間給	1,011	1,011	改定するべき	900円
82	2	卸売業、小売業	改定する必要はない		いいえ	引上げがあった	月給	180,000	1,039	改定するべき	900円
83	2	卸売業、小売業	改定する必要はない		いいえ	なかった	月給	160,000	939	改定するべき	1000円
84	2	卸売業、小売業	改定する必要はない		はい	引上げがあった	月給	185,700	—	改定するべき	1000円
85	2	卸売業、小売業	改定するべき	1000円	いいえ	なかった	日給	(無回答)	—	改定するべき	1000円
88	3	学術研究、専門・技術サービス	改定する必要はない		はい	引上げがあった	月給	154,000	875	改定する必要はない	
90	3	学術研究、専門・技術サービス	改定する必要はない		はい	引上げがあった	月給	390,100	—	改定するべき	954円
92	3	学術研究、専門・技術サービス	改定する必要はない								
93	3	学術研究、専門・技術サービス	改定するべき	900円	はい	なかった	月給	190,000	1,080	改定するべき	900円
94	3	学術研究、専門・技術サービス	改定する必要はない		はい	なかった	月給	100,000	952	改定する必要はない	

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改定金額(時間額)	家計主体者であるか	賃金の改定について	賃金の定めについて	基本給の金額(円)	時給換算額(円)	改定の必要性について	適当と思う改定金額(時間額)
95	3	学術研究、専門・技術サービス	改定する必要はない		はい	なかった	月給	135,000	938	改定するべき	1000円
96	4	宿泊業、飲食サービス業	改定するべき	(無回答)	いいえ	引上げがあった	時間給	1,340	1,340	改定するべき	900円
97	4	宿泊業、飲食サービス業	改定するべき	864円	いいえ	(無回答)	時間給	860	860	改定する必要はない	
98	4	宿泊業、飲食サービス業	(無回答)		はい	引上げがあった	時間給	1,100	1,100	改定する必要はない	
100	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)		はい	引上げがあった	月給	317,700	1,863	改定するべき	880円
101	7	サービス業(他に分類されないもの)	改定するべき	少しでも	いいえ	引上げがあった	月給	216,000	—	改定するべき	880円
103	7	サービス業(他に分類されないもの)	改定するべき	950円	はい	なかった	月給	212,000	—	改定するべき	900円
104	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)		はい	なかった	月給	260,000	1,354	その他	
106	7	サービス業(他に分類されないもの)	改定するべき	900円	はい	引上げがあった	月給	200,200	1,138	改定するべき	(無回答)
107	7	サービス業(他に分類されないもの)	どちらともいえない		(無回答)	なかった	日給	6,400	1,067	改定するべき	1000円
108	1	製造業	改定するべき	1000円	はい	引上げがあった	月給	172,000	925	改定するべき	1000円
109	1	製造業	改定するべき	900円	はい	なかった	時間給	855	855	改定するべき	1000円
110	1	製造業	改定するべき	900円	(無回答)	引上げがあった	時間給	860	860	改定するべき	900円
111	1	製造業	改定する必要はない		はい	(無回答)	月給	150,000	1,250	改定するべき	880円
112	1	製造業	改定するべき	900円	いいえ	なかった	月給	(無回答)	—	改定するべき	900円
113	8	道路旅客運送業(の内タクシー業)	(無回答)								
114	8	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改定するべき	900円	はい	なかった	日給	9,000	1,125	改定するべき	1000円
115	8	道路旅客運送業(の内タクシー業)	(無回答)		はい	なかった	歩合給等	213,462	1,326	改定するべき	950円
116	8	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改定するべき	900円	はい	なかった	歩合給等	203,000	1,153	改定する必要はない	
118	8	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改定するべき	860円	はい	なかった	時間給	860	860	改定するべき	870円
119	8	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改定するべき	870円	はい	なかった	歩合給等	134,076	798	改定するべき	1000円
120	8	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改定するべき	1000円							
121	8	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改定する必要はない								
122	8	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改定する必要はない		はい	引上げがあった	時間給	780~800	—	改定するべき	950円
123	8	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改定するべき	855円	(無回答)	引上げがあった	時間給	854	854	改定するべき	1000円

鳥取労働局発表  
令和5年8月1日(火)

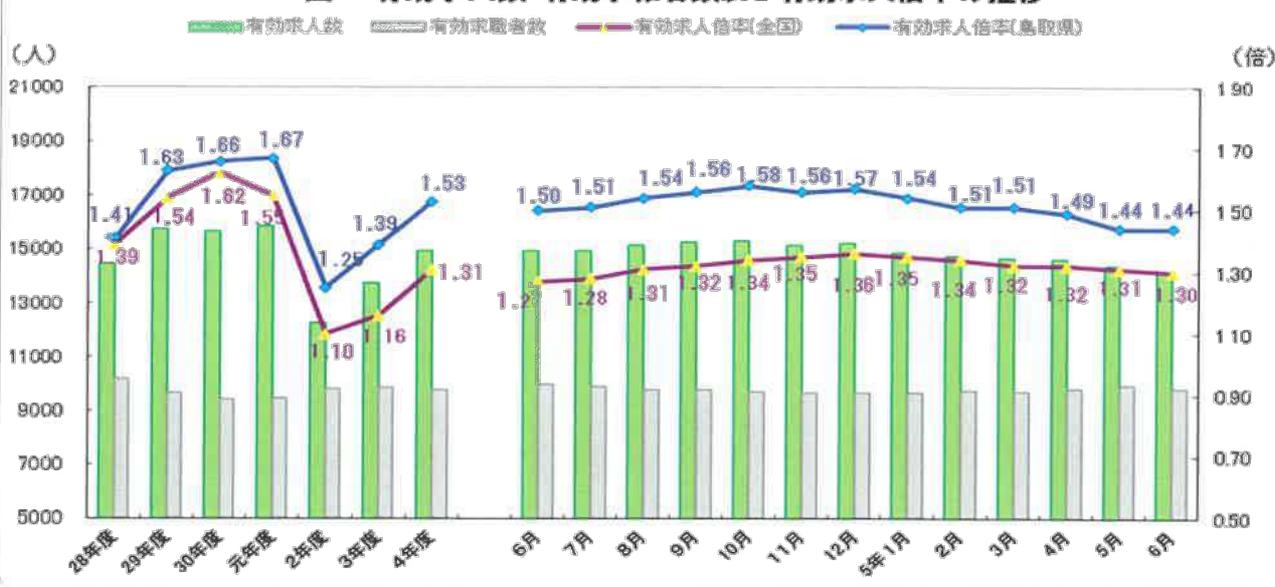
 鳥取労働局 局長 平川 雅浩  
 職業安定部職業安定課長 君野 雄  
 地方労働市場情報官 濱田 由美  
 電話 (0857) 29-1707

## 鳥取県内の雇用情勢（令和5年6月分）

— 有効求人倍率は1.44倍 前月と同水準 —

- ・6月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.44倍で前月と同水準であった。
- ・前月より有効求人数(季節調整値)、有効求職者数(季節調整値)ともに減少したが、同程度の減少幅であったため有効求人倍率は同水準となった。
- ・雇用情勢は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。物価上昇等の影響に十分注意する必要がある。

### 図1 有効求人数・有効求職者数及び有効求人倍率の推移



(注)1※有効求人倍率の月別の数値は季節調整値である。令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。

(注)2※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

### 1 一般職業紹介状況

有効求人数(季節調整値)は、14,132人で前月より246人(▲1.7%)減少、有効求職者数(季節調整値)も、9,818人で前月より133人(▲1.3%)減少した。

有効求人倍率(季節調整値)は1.44倍で、前月と同水準であった。

表1 (季節調整値)

	令和5年6月	令和5年5月	前月差 (前月比)	令和4年度平均値
有効求人数(人)	14,132	14,378	▲246 (▲1.7%)	14,959
有効求職者数(人)	9,818	9,951	▲133 (▲1.3%)	9,783
有効求人倍率(倍)	1.44	1.44	0.00 ポイント	1.53
全国有効求人倍率(倍)	1.30	1.31	▲0.01 ポイント	1.31

## 2 求人の動向（原数値）

新規求人数（原数値）は5,378人で、前年同月と比較すると299人（▲5.3%）の減少となった。これを産業別に見ると、医療・福祉（+103人 +10.1%）、宿泊業・飲食サービス業（+78人 +17.0%）、卸売業・小売業（+52人 +7.3%）で増加し、製造業（▲186人 ▲22.3%）、サービス業（▲83人 ▲11.9%）、建設業（▲67人 ▲11.2%）、公務・その他（▲38人 ▲17.8%）、運輸業・郵便業（▲27人 ▲11.3%）では減少した。

表 2 （原数値）

（ ）前年同月値

主 要 産 業	新規求人数			有効求人数		
	6月分		5月分	6月分		5月分
		対前年同月			対前年同月	
産 業 計	( 5,677 ) 5,378	▲299人 ▲5.3%	( 5,236 ) 4,941	( 14,843 ) 14,075	▲768人 ▲5.2%	( 14,400 ) 14,204
建 設 業	( 597 ) 530	▲67人 ▲11.2%	( 527 ) 462	( 1,595 ) 1,370	▲225人 ▲14.1%	( 1,563 ) 1,401
製 造 業	( 834 ) 648	▲186人 ▲22.3%	( 645 ) 611	( 2,079 ) 1,754	▲325人 ▲15.6%	( 1,955 ) 1,792
運輸業・郵便業	( 239 ) 212	▲27人 ▲11.3%	( 217 ) 355	( 660 ) 760	+100人 +15.2%	( 686 ) 784
卸売業・小売業	( 709 ) 761	+52人 +7.3%	( 756 ) 663	( 1,995 ) 1,905	▲90人 ▲4.5%	( 1,982 ) 1,929
宿泊業・飲食サービス業	( 460 ) 538	+78人 +17.0%	( 466 ) 413	( 1,368 ) 1,404	+36人 +2.6%	( 1,363 ) 1,398
医療・福祉	( 1,018 ) 1,121	+103人 +10.1%	( 996 ) 1,009	( 2,800 ) 2,915	+115人 +4.1%	( 2,808 ) 2,952
サービス業	( 700 ) 617	▲83人 ▲11.9%	( 655 ) 570	( 1,673 ) 1,605	▲68人 ▲4.1%	( 1,527 ) 1,530
公務・その他	( 214 ) 176	▲38人 ▲17.8%	( 110 ) 119	( 335 ) 292	▲43人 ▲12.8%	( 244 ) 224

### 3 求職者の動向（原数値）

新規求職者数（原数値）は1,864人で、前年同月と比較して▲123人（▲6.2%）の減少となった。また、常用新規求職者数（原数値）は1,857人で、前年同月より（▲112人 ▲5.7%）減少した。これを形態別に見ると、在職者（▲56人 ▲8.4%）、無業者（▲32人 ▲16.5%）、離職者（▲24人 ▲2.2%）すべて減少となった。離職者の内訳では、事業主都合離職者（▲32人 ▲12.6%）、自己都合離職者（▲17人 ▲2.1%）ともに減少となった。

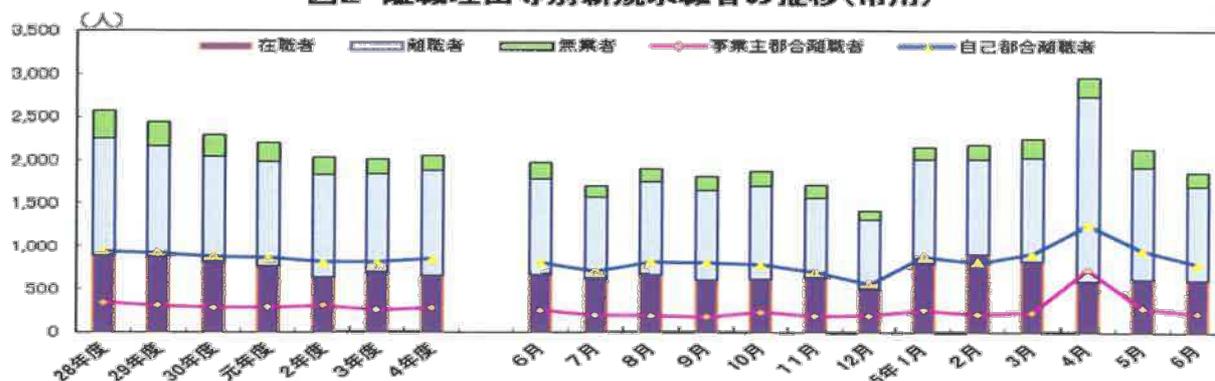
表 3 （原数値） ( )前年同月値

新規求職者数 (人)			有効求職者数 (人)		
6月分	対前年同月	5月分	6月分	対前年同月	5月分
( )			( )		
( 1,987 )	▲123人	( 2,126 )	( 10,415 )	▲146人	( 10,634 )
1,864	▲6.2%	2,146	10,269	▲1.4%	10,705

表 4 常用新規求職者（原数値） ( )前年同月値

	形態別新規求職者数		
	6月分		5月分
	( )	対前年同月	
在職者	( 667 ) 611	▲56人 ▲8.4%	( 654 ) 619
無業者	( 194 ) 162	▲32人 ▲16.5%	( 226 ) 206
離職者	( 1,108 ) 1,084	▲24人 ▲2.2%	( 1,236 ) 1,302
事業主都合	( 253 ) 221	▲32人 ▲12.6%	( 285 ) 279
自己都合	( 812 ) 795	▲17人 ▲2.1%	( 892 ) 949
合計	( 1,969 ) 1,857	▲112人 ▲5.7%	( 2,116 ) 2,127

図2 離職理由等別新規求職者の推移（常用）



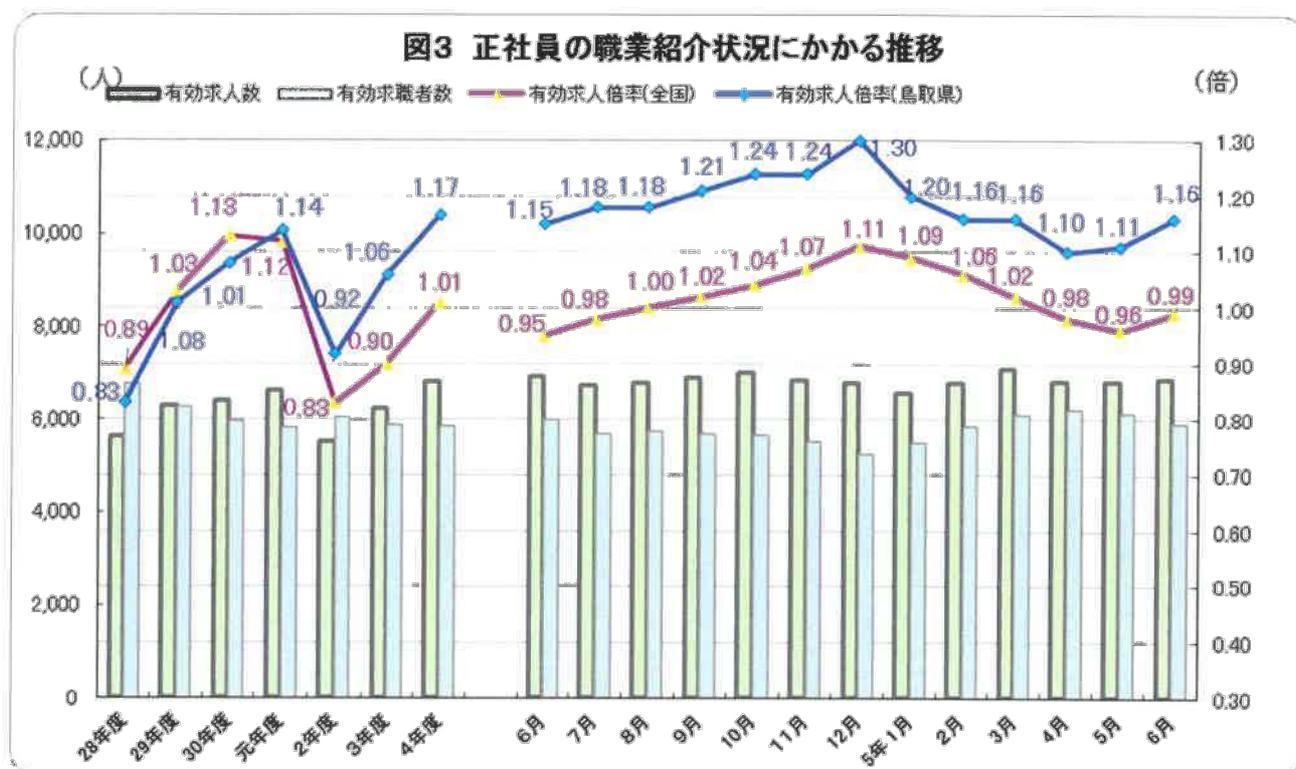
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)2を参照。

#### 4 正社員の求人動向（原数値）

正社員の有効求人数（原数値）は6,870人で前年同月より46人（▲0.7%）減少した。  
 正社員の有効求職者数（原数値）は5,921人で前年同月より69人（▲1.2%）減少した。  
 正社員の有効求人倍率（原数値）は1.16倍（前年同月比+0.01ポイント）と、27か月連続で前年同月を上回った。

表 5 （原数値）

正社員	令和5年6月	令和4年6月	前年同月差(前年同月比)	令和5年5月
有効求人数(人)	6,870	6,916	▲46 (▲0.7%)	6,805
有効求職者数(人)	5,921	5,990	▲69 (▲1.2%)	6,139
有効求人倍率(倍)	1.16	1.15	+0.01 ポイント	1.11
全国有効求人倍率(倍)	0.99	0.95	+0.04 ポイント	0.96



※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)2を参照。

第1表 一般職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

資料1

5年6月

項目		年月	5年6月	5年5月	季節調整値 対前月 増減率、差 (%、ポイント)	4年6月	対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)	
全	1	有効求職者数 (人)	10,269	10,705	—	10,415	▲ 1.4	
		季節調整値	9,818	9,951	▲ 1.3	9,975	—	
	2	新規求職申込件数 (件)	1,864	2,146	—	1,987	▲ 6.2	
		季節調整値	1,879	2,056	▲ 8.6	2,040	—	
	3	有効求人数 (人)	14,075	14,204	—	14,843	▲ 5.2	
		季節調整値	14,132	14,378	▲ 1.7	14,938	—	
	4	新規求人数 (人)	5,378	4,941	—	5,677	▲ 5.3	
		季節調整値	5,261	5,080	3.6	5,590	—	
	5	就職件数 (件)	843	860	—	892	▲ 5.5	
	6	充足数 (人)	806	845	—	856	▲ 5.8	
数	7	有効求人倍率 (3/1) (倍)	1.37	1.33	—	1.43	▲ 0.06	
		季節調整値	1.44	1.44	0.00	1.50	—	
	8	新規求人倍率 (4/2) (倍)	2.89	2.30	—	2.86	0.03	
		季節調整値	2.80	2.47	0.33	2.74	—	
	9	就職率(5/2×100) (%)	45.2	40.1	—	44.9	0.3	
	10	充足率(6/4×100) (%)	15.0	17.1	—	15.1	▲ 0.1	
	常 用	11	有効求職者数 (人)	10,218	10,647	/	10,357	▲ 1.3
		12	新規求職申込件数 (件)	1,857	2,127		1,969	▲ 5.7
		13	有効求人数 (人)	12,737	12,913		13,308	▲ 4.3
		14	新規求人数 (人)	4,830	4,519		4,983	▲ 3.1
15		就職件数 (件)	774	779	802		▲ 3.5	
16		充足数 (人)	744	774	774		▲ 3.9	
17		有効求人倍率(13/11) (倍)	1.25	1.21	1.28		▲ 0.03	
18		新規求人倍率(14/12) (倍)	2.60	2.12	2.53		0.07	
19		就職率(15/12×100) (%)	41.7	36.6	40.7		1.0	
20		充足率(16/14×100) (%)	15.4	17.1	15.5		▲ 0.1	

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)2を参照。

第2表 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

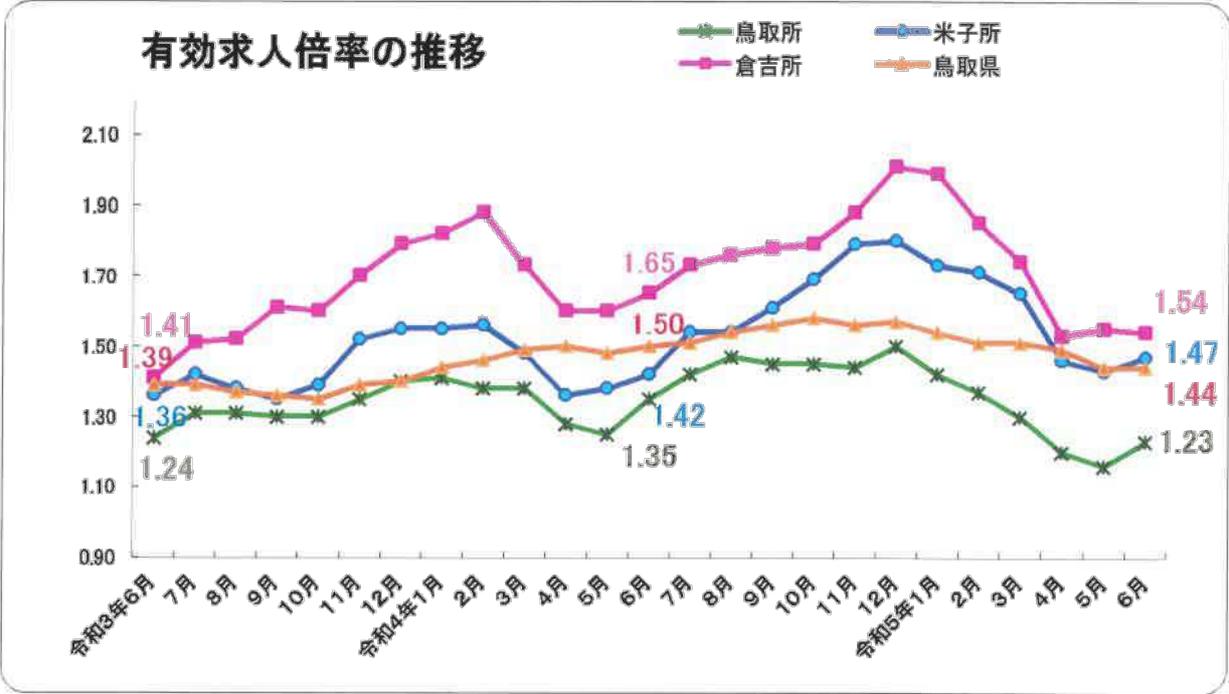
5年6月

項目	年月	5年			対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)
		6月	5月	6月	
パートタイムを除く常用	1 有効求職者数 (人)	5,921	6,139	5,990	▲ 1.2
	2 新規求職申込件数 (件)	1,162	1,300	1,239	▲ 6.2
	3 有効求人数 (人)	8,299	8,239	8,607	▲ 3.6
	4 新規求人数 (人)	3,117	2,981	3,215	▲ 3.0
	5 就職件数 (件)	432	408	486	▲ 11.1
	6 充足数 (人)	413	406	467	▲ 11.6
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)	1.40	1.34	1.44	▲ 0.04
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)	2.68	2.29	2.59	0.09
	9 就職率(5/2×100) (%)	37.2	31.4	39.2	▲ 2.0
	10 充足率(6/4×100) (%)	13.2	13.6	14.5	▲ 1.3
正社員	11 有効求人数 (人)	6,870	6,805	6,916	▲ 0.7
	12 新規求人数 (人)	2,610	2,392	2,552	2.3
	13 就職件数 (件)	345	344	375	▲ 8.0
	14 充足数 (人)	334	342	360	▲ 7.2
	15 有効求人倍率(11/1) (倍)	1.16	1.11	1.15	0.01
	16 充足率(14/12×100) (%)	12.8	14.3	14.1	▲ 1.3
常用的パートタイム	17 有効求職者数 (人)	4,297	4,508	4,367	▲ 1.6
	18 新規求職申込件数 (件)	695	827	730	▲ 4.8
	19 有効求人数 (人)	4,438	4,674	4,701	▲ 5.6
	20 新規求人数 (人)	1,713	1,538	1,768	▲ 3.1
	21 就職件数 (件)	342	371	316	8.2
	22 充足数 (人)	331	368	307	7.8
	23 有効求人倍率(19/17) (倍)	1.03	1.04	1.08	▲ 0.05
	24 新規求人倍率(20/18) (倍)	2.46	1.86	2.42	0.04
	25 就職率(21/18×100) (%)	49.2	44.9	43.3	5.9
	26 充足率(22/20×100) (%)	19.3	23.9	17.4	1.9

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の有効求人数をパートタイムを除く常用の有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員求人倍率より低い値となる。

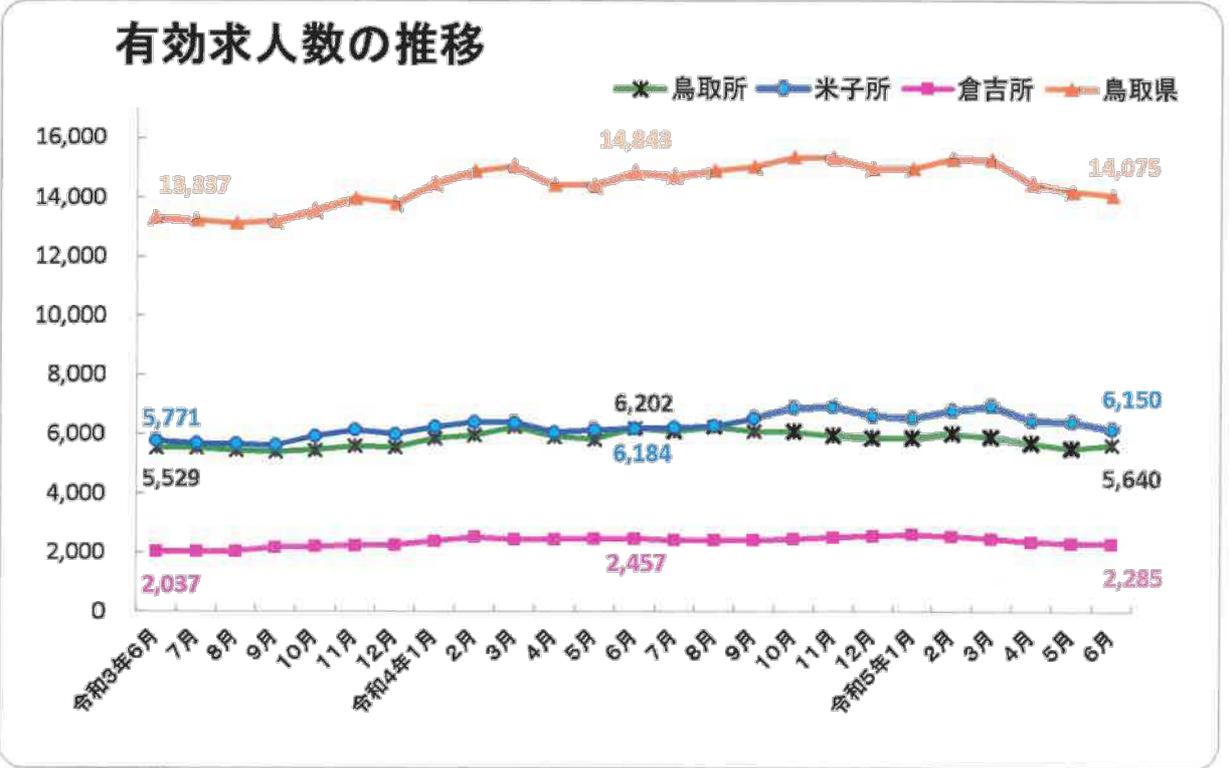
(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)2を参照。

【参考1】 安定所別有効倍率・有効求人数の推移(パートを含む)



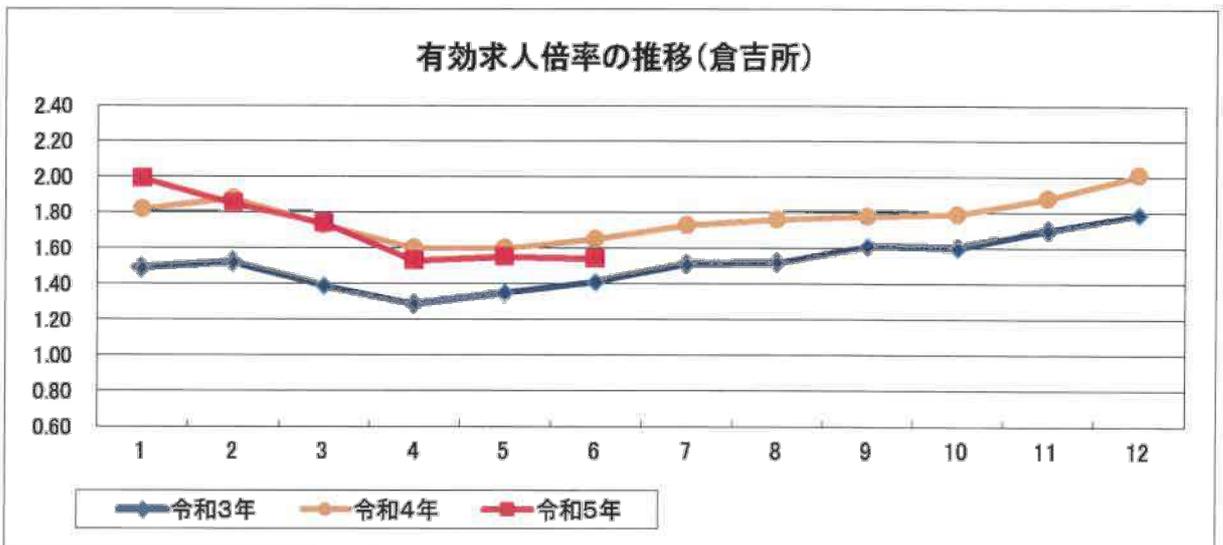
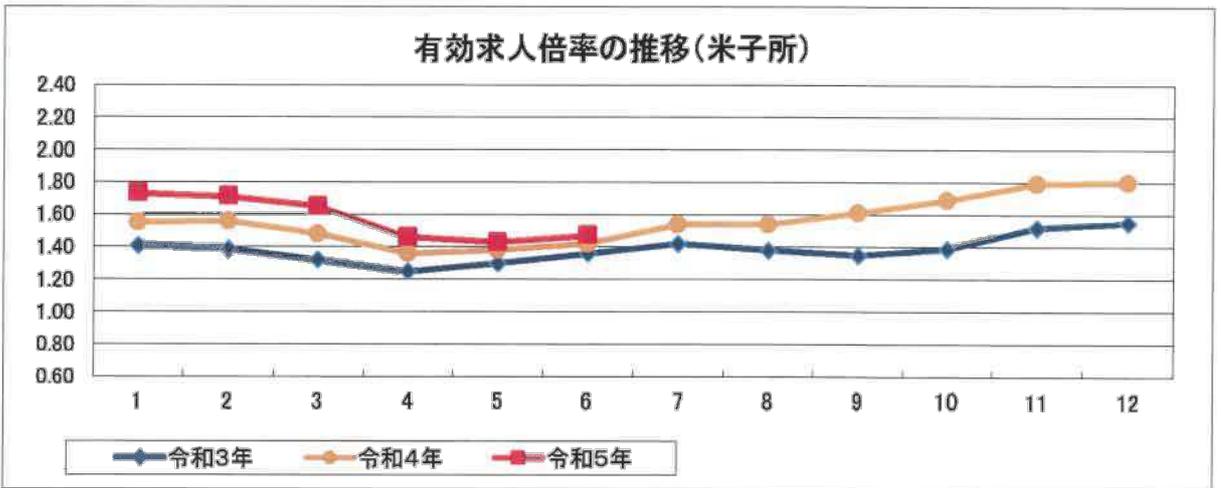
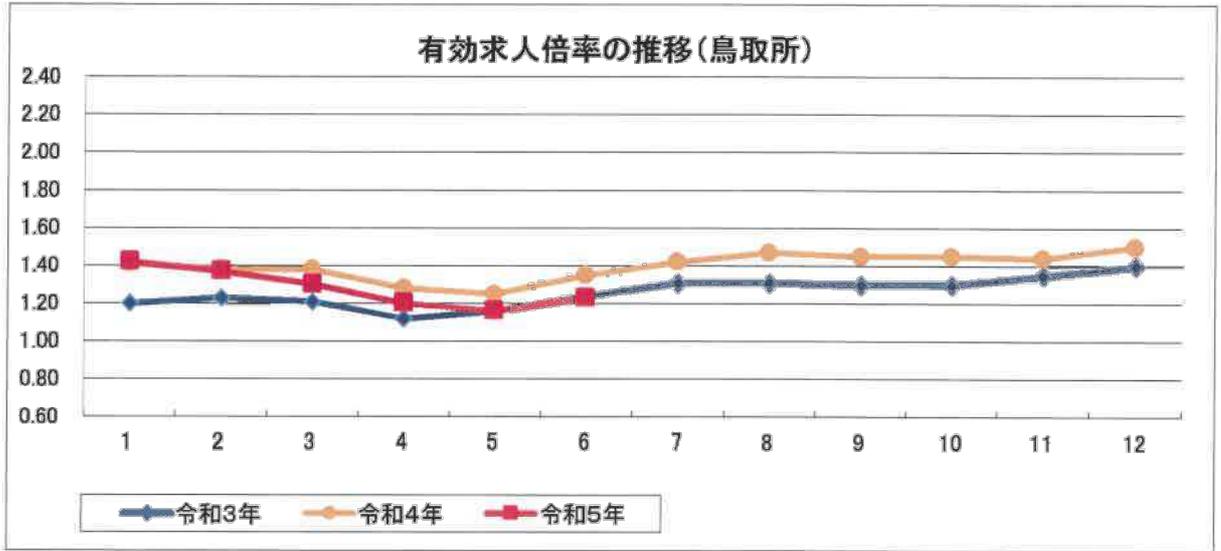
※鳥取県の有効求人倍率は季節調整値、安定所は原数値。

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)2を参照。



※原数値

【参考2】 安定所別有効求人倍率の推移(パートを含む)・原数値



(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)2を参照。

## 最近の雇用失業情勢（令和5年6月の内容）

### 1 県内概況

「有効求人倍率は1.44倍（季調値）」（前月と同水準）

#### [概況]

- 「雇用情勢は、**持ち直しの動きに足踏みがみられる**。物価上昇等の影響に十分注意する必要がある。」
- 有効求人倍率は**前月と同水準**。

#### [基調判断]

- 《情勢維持》

#### [判断根拠]

- 有効求人倍率は全国平均よりは高いものの、前月と同水準となっており、持ち直しの動きに足踏みがみられると判断。

### 2 各指標の動向

新規求人数は医療・福祉業等で増。製造業等で減。

#### [新規求人数]

当月：5,378人 製造業の減員等により－299人（前年同月5.3%減）

#### [産業分類別]

- 「増」（対前年同月比）
  - 【医療・福祉業】当月：1,121人 前年同月：+103人
  - 【宿泊・飲食サービス業】当月：538人 前年同月：+78人
  - 【卸売・小売業】当月：761人 前年同月：+52人
- 「減」（対前年同月比）
  - 【製造業】当月：648人 前年同月：－186人
  - 【サービス業】当月：617人 前年同月：－83人
  - 【建設業】当月：530人 前年同月：－67人

#### [地域別求人倍率]

【鳥取所】当月：1.23倍 前年同月：－0.12P  
 【米子所】当月：1.47倍 前年同月：+0.05P  
 【倉吉所】当月：1.54倍 前年同月：－0.11P

#### [正社員関連]

有効求人倍率 1.16倍（27か月連続で前年同月を上回る）  
 →全国指標0.99倍（25か月連続で前年同月を上回る）

#### [新規求職者数]

当月：1,864人（前年同月6.2%減）

### 3 他機関判断

- (内閣府「月例経済報告(7月)」(令和5年7月26日公表)
- ・《景気判断》「景気は、緩やかに回復している」(情勢維持)  
先月：「景気は、緩やかに回復している」
  - ・《雇用情勢判断》「このところ改善の動きがみられる」(情勢維持)  
先月：「このところ改善の動きがみられる」

#### [経済の動向]

- 「山陰の金融経済動向」令和5年6月分(令和5年7月3日公表)
- 全体の景気判断は  
「一部に弱い動きがみられるものの、全体として緩やかに持ち直している」  
(情勢維持)  
先月：「一部に弱い動きがみられるものの、全体として緩やかに持ち直している」
  - 「雇用・所得環境をみると、持ち直している。」(情勢維持)  
先月：「雇用・所得環境をみると、持ち直している。」

第6表 - 2 都道府県・地域別有効求人倍率（受理地別・季節調整値）（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

	4年							5年						対前月差	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
全国計	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	-0.01	
都道府県別	北海道	1.12	1.14	1.15	1.17	1.17	1.19	1.20	1.19	1.15	1.10	1.07	1.04	1.04	0.00
	青森県	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.22	1.22	1.18	1.19	1.21	1.21	1.18	-0.03
	岩手県	1.31	1.31	1.32	1.34	1.36	1.38	1.35	1.32	1.30	1.25	1.23	1.25	1.22	-0.03
	宮城県	1.36	1.37	1.39	1.39	1.40	1.41	1.43	1.42	1.45	1.41	1.41	1.38	1.36	-0.02
	秋田県	1.49	1.49	1.50	1.50	1.52	1.53	1.54	1.49	1.42	1.33	1.37	1.34	1.35	0.01
	山形県	1.52	1.58	1.61	1.61	1.63	1.66	1.67	1.61	1.52	1.46	1.49	1.45	1.40	-0.05
	福島県	1.40	1.41	1.47	1.47	1.46	1.44	1.46	1.49	1.43	1.37	1.39	1.40	1.40	0.00
	茨城県	1.48	1.49	1.50	1.49	1.50	1.52	1.52	1.50	1.52	1.46	1.41	1.39	1.35	-0.04
	栃木県	1.16	1.18	1.19	1.21	1.23	1.24	1.24	1.19	1.19	1.20	1.21	1.21	1.19	-0.02
	群馬県	1.46	1.48	1.53	1.53	1.54	1.55	1.56	1.47	1.45	1.40	1.40	1.43	1.39	-0.04
	埼玉県	1.03	1.05	1.06	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.06	1.04	1.05	1.08	1.08	0.00
	千葉県	0.97	0.97	0.98	0.99	1.01	1.02	1.01	1.02	1.06	1.06	1.06	1.03	1.01	-0.02
	東京都	1.45	1.52	1.57	1.63	1.65	1.69	1.71	1.72	1.76	1.77	1.79	1.76	1.78	0.02
	神奈川県	0.87	0.89	0.90	0.91	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.90	0.90	0.92	0.91	-0.01
	新潟県	1.56	1.59	1.61	1.61	1.60	1.60	1.63	1.61	1.57	1.56	1.58	1.55	1.56	0.01
	富山県	1.55	1.57	1.58	1.58	1.61	1.61	1.62	1.59	1.55	1.50	1.49	1.50	1.45	-0.05
	石川県	1.61	1.63	1.64	1.65	1.65	1.65	1.66	1.69	1.63	1.62	1.65	1.62	1.66	0.04
	福井県	1.89	1.90	1.89	1.92	1.90	1.91	1.87	1.90	1.81	1.78	1.84	1.84	1.80	-0.04
	山梨県	1.40	1.41	1.42	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.45	1.34	1.38	1.35	1.27	-0.08
	長野県	1.56	1.56	1.57	1.57	1.58	1.60	1.59	1.57	1.51	1.51	1.48	1.47	1.44	-0.03
	岐阜県	1.65	1.66	1.68	1.68	1.68	1.69	1.70	1.67	1.64	1.61	1.56	1.58	1.56	-0.02
	静岡県	1.29	1.29	1.30	1.32	1.32	1.34	1.32	1.29	1.27	1.23	1.24	1.26	1.26	0.00
	愛知県	1.37	1.37	1.40	1.41	1.43	1.43	1.44	1.42	1.40	1.34	1.32	1.32	1.35	0.03
	三重県	1.39	1.41	1.42	1.43	1.43	1.44	1.43	1.41	1.41	1.34	1.33	1.31	1.29	-0.02
	滋賀県	1.08	1.09	1.12	1.14	1.17	1.20	1.21	1.20	1.17	1.11	1.13	1.12	1.08	-0.04
	京都府	1.19	1.20	1.22	1.23	1.24	1.26	1.26	1.25	1.24	1.21	1.21	1.23	1.22	-0.01
	大阪府	1.22	1.25	1.27	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.30	1.31	1.33	1.32	1.31	-0.01
	兵庫県	1.01	1.02	1.04	1.05	1.06	1.07	1.08	1.06	1.02	1.01	1.03	1.01	1.00	-0.01
	奈良県	1.23	1.24	1.25	1.26	1.24	1.24	1.22	1.22	1.22	1.20	1.11	1.14	1.12	-0.02
	和歌山県	1.15	1.15	1.14	1.15	1.16	1.15	1.14	1.16	1.20	1.19	1.17	1.16	1.13	-0.03
	鳥取県	1.50	1.51	1.54	1.56	1.58	1.56	1.57	1.54	1.51	1.51	1.49	1.44	1.44	0.00
	島根県	1.71	1.74	1.73	1.72	1.73	1.74	1.73	1.72	1.71	1.61	1.59	1.55	1.55	0.00
岡山県	1.51	1.54	1.57	1.57	1.58	1.61	1.61	1.58	1.57	1.57	1.51	1.55	1.57	0.02	
広島県	1.53	1.55	1.58	1.61	1.63	1.64	1.65	1.64	1.56	1.55	1.55	1.53	1.56	0.03	
山口県	1.49	1.53	1.55	1.60	1.58	1.60	1.58	1.59	1.52	1.48	1.46	1.48	1.47	-0.01	
徳島県	1.24	1.29	1.27	1.29	1.29	1.31	1.30	1.22	1.21	1.20	1.25	1.22	1.23	0.01	
香川県	1.50	1.50	1.53	1.53	1.56	1.56	1.55	1.52	1.48	1.49	1.43	1.44	1.45	0.01	
愛媛県	1.43	1.44	1.45	1.46	1.48	1.47	1.48	1.47	1.44	1.41	1.38	1.39	1.37	-0.02	
高知県	1.16	1.19	1.21	1.22	1.23	1.23	1.24	1.26	1.27	1.21	1.19	1.15	1.14	-0.01	
福岡県	1.16	1.18	1.19	1.21	1.23	1.24	1.25	1.26	1.31	1.30	1.30	1.26	1.23	-0.03	
佐賀県	1.33	1.35	1.34	1.35	1.34	1.38	1.43	1.39	1.42	1.36	1.36	1.36	1.37	0.01	
長崎県	1.16	1.16	1.17	1.19	1.21	1.21	1.22	1.25	1.23	1.23	1.23	1.24	1.22	-0.02	
熊本県	1.43	1.44	1.42	1.42	1.43	1.43	1.40	1.44	1.45	1.41	1.37	1.33	1.33	0.00	
大分県	1.35	1.36	1.37	1.41	1.41	1.42	1.43	1.46	1.46	1.47	1.43	1.42	1.43	0.01	
宮崎県	1.43	1.43	1.44	1.47	1.46	1.45	1.43	1.44	1.46	1.46	1.45	1.44	1.42	-0.02	
鹿児島県	1.34	1.36	1.35	1.35	1.36	1.35	1.37	1.36	1.30	1.26	1.21	1.21	1.22	0.01	
沖縄県	0.89	0.90	0.93	0.94	0.96	0.99	0.99	1.02	1.00	1.02	1.06	1.08	1.08	0.00	
地域別	北海道	1.12	1.14	1.15	1.17	1.17	1.19	1.20	1.19	1.15	1.10	1.07	1.04	1.04	0.00
	東北	1.36	1.38	1.40	1.40	1.41	1.42	1.43	1.42	1.38	1.34	1.35	1.34	1.32	-0.02
	南関東	1.17	1.20	1.23	1.26	1.27	1.29	1.30	1.30	1.32	1.32	1.33	1.32	1.33	0.01
	北関東・甲信	1.41	1.42	1.44	1.44	1.45	1.47	1.47	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.34	-0.03
	北陸	1.61	1.64	1.65	1.65	1.66	1.66	1.67	1.66	1.62	1.60	1.62	1.60	1.59	-0.01
	東海	1.39	1.39	1.42	1.43	1.43	1.44	1.44	1.42	1.40	1.35	1.33	1.34	1.35	0.01
	近畿	1.15	1.17	1.19	1.20	1.21	1.23	1.23	1.22	1.21	1.20	1.21	1.21	1.19	-0.02
	中国	1.53	1.56	1.58	1.60	1.61	1.63	1.63	1.62	1.56	1.55	1.52	1.52	1.54	0.02
	四国	1.35	1.37	1.38	1.39	1.41	1.41	1.41	1.39	1.37	1.34	1.33	1.32	1.31	-0.01
九州	1.22	1.24	1.24	1.26	1.27	1.28	1.29	1.30	1.31	1.30	1.29	1.27	1.26	-0.01	

(注) 1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

2. 各ブロックの構成は、以下のとおり。

北海道（北海道）、東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）、南関東（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、

北関東・甲信（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県）、北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）、

東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、

中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、

九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注4を参照。